

令和7年度幼稚部・高等部入学志願者

募集要項

高知県立盲学校

1 募集学部、定員等

学部等		学年	定員
幼稚部		3歳児～5歳児	3名程度
高等部	普通科	第1学年	8名程度
	保健理療科	第1学年	8名程度
高等部専攻科	理療科	第1学年	8名程度

2 出願資格

- ・視覚障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度の者で、次の（1）から（3）の事項に該当する者。
- ・本校に出願しようとするものは、出願期間前に本校の教育相談を受けるものとする。

（1）幼稚部

平成31年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた者

（2）高等部

- ア 令和7年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者
- イ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者
- ウ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

（3）高等部専攻科

- ア 令和7年3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業する見込みの者
- イ 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者
- ウ 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

3 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

※【学校教育法施行令第22条の3】

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの。

ただし、視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

4 出願手続

(1) 出願期間

令和7年1月17日(金)から1月27日(月)までとする。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。

(3) 出願方法

志願者は、本校の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に提出すること。

なお、中学校、義務教育学校又は高等学校(特別支援学校の中学部又は高等部を含む)に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

◎ 請求先、提出先

〒780-0926 高知市大膳町6番32号

高知県立盲学校 教務・情報部 入学選考検査係 TEL (088) 823-8721

(4) 出願制限

ア 第1志望

1校とし、高等部については1学科とする。

イ 第2志望

高等部については、第1志望以外の1学科に出願することができる。

(5) 必要書類

ア 幼稚部志願者

- ・入学願書(本校配付の用紙、裏面に氏名を明記した写真を貼付したもの)
- ・受検票(本校配付の用紙、裏面に氏名を明記した写真を貼付したもの)
- ・視覚障害に関する医学的診断の記録(本校配付の用紙)
- ・健康診断書(本校配付の用紙)
- ・志願理由書(本校配付の用紙)

イ 高等部志願者

- ・入学願書(本校配付の用紙、裏面に氏名を明記した写真を貼付したもの)
- ・受検票(本校配付の用紙、裏面に氏名を明記した写真を貼付したもの)
- ・視覚障害に関する医学的診断の記録(本校配付の用紙)
- ・調査書(もしくは成績証明書 ※学部学科名も記載のあるもの)
- ・志願理由書(本校配付の用紙)

(6) 県外から本校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

5 選考検査

(1) 選考検査日

令和7年2月7日（金）

	集合時刻	検査開始時刻
幼稚部	10:00	10:20
高等部及び高等部専攻科	8:30	8:50

- ※ 志願者は集合時刻までに**保護者等**同伴のうえ集合すること。
- ※ 検査開始時刻に遅刻した場合には、遅刻した検査を受検できない場合があるので注意すること。
- ※ 検査終了時刻や当日の日程詳細は受検票裏面を参照すること。

(2) 選考検査場所

高知県立盲学校

(3) 選考検査内容等

① 幼稚部

志願者の身体的、心理的諸検査及び保護者との面接を行う。

② 高等部普通科

- ・ 学力検査（国語、社会、数学、理科、英語）
- ・ 面接（志願者及び保護者等）

※ 志願者の障害の状態及び発達段階に応じて学力検査に代わる作文検査を行うことがある。

③ 高等部保健医療科、高等部専攻科医療科

- ・ 作文
- ・ 適性検査（一般常識等を問う筆記検査）
- ・ 機能検査
- ・ 面接（志願者及び保護者等）

(4) 追検査

検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって、検査に代えることができる。

追検査を希望する者は、令和7年2月7日（金）検査開始時刻までに、中学校長等を経由して本校学校長に申し出、承認を得るものとする。実施期日、手続きについては別途連絡する。

(5) その他

ア 受検方法は墨字受検、点字受検の中から選択する。ただし、墨字受検が不可能な者で、まだ点字学習を行っていない者は口問口答での受検またはパソコンを利用した受検を行うことができる。(ただし、イヤホンの使用は原則認めない。)

視覚以外の障害で受検方法に関し配慮が必要な場合は、調査書の総合所見欄に記入すること。

イ 点字受検については、以下の方法で受検を行うことができる。

- ①点字の触読による問題の読み取りと解答。
- ②音声デイジーの使用による問題の読み取りと点字による解答。
- ③出願時の事前申し出により、10分間の時間延長ができる。

ウ 検査開始時刻に10分以上遅刻した場合は、その時間の受検は許可しない。

6 合格者の発表

令和7年3月3日(月)午前9時に高知県立盲学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、出身(在学)学校長及び保護者もしくは本人あて通知をする。

7 出願期間外の取扱い

(1) 幼稚部

随時出願することができる。合格者の発表については、学校長が随時行うものとする。

(2) 高等部及び高等部専攻科

特別な理由がある場合、令和7年3月3日(月)から3月17日(月)までに随時出願することができる。ただし、当該年度における同一学校の同一学科及び3により障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判断された場合の再出願は認めない。

合格者の発表については随時行い、出身(在学)学校長及び保護者もしくは本人あて通知をする。

(3) 選考検査日

願書受付後、選考検査日を設定し、実施する。

(4) 合格者の発表

令和7年3月3日(月)以降に、随時行う。

8 教育相談の実施

本校に出願しようとする者は、出願期間前に本校の教育相談を受けるものとする。

9 学力検査等の得点の口頭による開示の求め

本校入学志願者選考のための選考検査における学力検査等では、口頭による開示の求めにより、個人の学力検査(作文、適性検査、機能検査を含む)得点と得点合計(機能検査においては評価及び結果)を閲覧することができる。

(1) 口頭による開示の求めができる場所

高知県立盲学校

受付(事務室)で、口頭による開示の求めであることを申し出ること。

(2) 口頭による開示の求めができる期間

次のア又はイの期間とする。ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日は除く。

- ア 令和7年2月7日(金)の選考検査に関するもの
令和7年3月4日(火)から令和7年4月3日(木)まで
- イ 出願期間外の取扱いによる選考検査に関するもの
合格発表日の翌日から1か月間

(3) 口頭による開示の求めができる時間帯

午前9時から午後5時まで

(4) 口頭による開示の求めができる者

受検生本人又は受検生の法定代理人(保護者等)

(5) 必要書類

- ア 受検生本人の場合は、写真の貼付された受検票
- イ 法定代理人の場合は、受検票、受検生の法定代理人であることを確認するための書類(戸籍抄本など)及び法定代理人本人であることを確認するための書類(運転免許証など)